

総合教育会議について

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図る。(平成27年4月1日施行)

【法改正のポイント】

- ① 教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置
- ② 教育委員による新「教育長」へのチェック体制の強化と会議の透明化
- ③ すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置
- ④ 教育に関する「大綱」を首長が策定

2 総合教育会議の設置

首長と教育委員会が、十分な意思疎通を図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進するため、首長と教育委員会が協議を行う場として、全ての地方公共団体に総合教育会議を設けることとされた。

3 総合教育会議の位置づけ

総合教育会議は、地方公共団体の長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議及び調整の場という位置づけです。(審議会や決定機関ではない。)

4 総合教育会議の構成員等

会議の構成員は、地方公共団体の長及び教育委員会で、会議は、地方公共団体の長が招集する。(ただし、教育委員会は、地方公共団体の長に対して招集を求めることができる。)

5 協議・調整事項

(1) 協議すべき事項

- ① 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議
- ② 教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- ③ 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(2) 協議すべきでない事項

- ① 教科書の採択や個別の教職員の人事など、政治的中立性が高い事項
- ② 日常の学校運営に関する些細な事項

6 協議・調整の結果の尊重義務

- (1) 首長と教育委員会は、総合教育会議で協議・調整し、合意した方針の下に、その結果を尊重しそれぞれが所管する事務を執行する。

(2) 会議は、あくまで協議の場であり、教育委員会の執行権限は従来どおり変わっていないため、首長が一方的に教育政策を決定し、実行できるということではなく、調整のついていない事項については、法に定められた執行権限に基づき、教育委員会及び首長それぞれが判断し執行する。

【会議における調整】

教育委員会権限の事務について、予算の編成や執行及び条例提案、児童福祉、青少年健全育成などの地方公共団体の長の権限に属する事務の調和を図ること

【会議における協議】

調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われること

法第1条の4第1項第1号に該当すると想定される事項

- 1 学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する首長と教育委員会が調整することが必要な事項
- 2 幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携、青少年健全育成と生徒指導の連携、居所不明の児童生徒への対応、福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援のように、首長と教育委員会との事務連携が必要な事項

法第1条の4第1項第2号に該当すると想定される事項

- 1 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合に該当する事項
 - ① いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合
 - ② 通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合
- 2 児童、生徒等の生命又は身体の保護に類するような緊急事態
 - ① 災害の発生により、生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの災害が生じており防災担当部局と連携する場合
 - ② 災害発生時の避難先での児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要がある、福祉担当部局と連携する場合
 - ③ 犯罪の多発により、公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生じるおそれがある場合
 - ④ いじめ防止対策推進法第28条の重大事態の場合
 - ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

7 会議の公開と議事録の作成及び公表

- (1) 会議は、個人の秘密保持や会議の公正が害されると認められる場合を除き公開する。
- (2) 地方公共団体の長は、議事録を作成し公表することに努める。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律【抜粋】

昭和31年6月30日法律第162号)

(総合教育会議)

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

(1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

(2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 地方公共団体の長

(2) 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。